

労災発生時に事業主に求められること。

いつも お世話になっております。

近々、事務所の リニューアルを行う予定です。

壁を新しく予定なのですが、見通しかよくなるであろう  事務所に
期待です... 

さて、本日で工事を行っているのを目撃していたら、うっかりペンで
手をさしてしまった！ こうなったら 労災の発生ですね。

その際、事業主様には **労働安全衛生法上の義務**と
労働基準法上の義務 が同時に生じます。

具体的な手続きとしては

- ★ 労働安全衛生法... 労働者死傷病報告の提出
- ★ 労働基準法... 労災保険系合付の申請の証明

をそれぞれ行う必要があります。

これに関して、個人的にちょっとビックリしたことがありました。

根拠となる法令が異なるために^(?)、死傷病報告と 労災保険
系合付申請書申請の 記入方法が 若干違っており、

前者は 濁点も含め 一マスに記入、後者は 濁点のみで
一マスに記入と決まっているのです。

や... ややこしい！ と思い、逆によく覚えてしまいました。

こういった系統かいことも含め、行政へ提出する書類をできるだけ
統一するように 行政機関の本質の繋がりを深めていただきたいですね。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。